

事業番号 2021 - 総務 - 20 - 0187

令和3年度行政事業レビューシート (総務省)

事業名	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金			担当部局	国際戦略局		作成責任者			
事業開始年度	平成13年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	技術政策課		課長 柳島 智			
会計区分	一般会計									
根拠法令 (具体的な条項も記載)	独立行政法人通則法第46条			関係する計画、通知等	第5期科学技術基本計画(平成28年1月22日閣議決定) 国立研究開発法人情報通信研究機構が達成すべき業務運営に関する目標(平成28年3月7日指示) 同目標を達成するための計画(平成28年3月30日認可)					
主要政策・施策	科学技術・イノベーション			主要経費	文教及び科学振興					
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国立研究開発法人情報通信研究機構(以下「機構」という。)の施設・設備の整備充実を図る。									
事業概要 (5行程度以内。別添可)	機構の施設・設備の整備充実、老朽化対策等に要する経費に対して補助金を交付する(補助率:定額(10/10))。									
実施方法	補助									
予算額・執行額 (単位:百万円)			平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度要求			
	予算の状況	当初予算	108	99	90	90	90			
		補正予算	-	3,500	28,485	-				
		前年度から繰越し	-	-	3,500	31,985				
		翌年度へ繰越し	-	▲ 3,500	▲ 31,985	-				
		予備費等	-	-	-	-				
	計		108	99	90	32,075	90			
	執行額		106	98	89					
執行率(%)		98%	99%	99%						
当初予算+補正予算に対する執行額の割合(%)		98%	3%	0%						
令和3・4年度 予算内訳 (単位:百万円)	歳出予算目		令和3年度当初予算	令和4年度要求	主な増減理由					
	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金		90	90						
	計		90	90						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度	
	独立行政法人通則法に基づく施設整備に係る業務実績評価において、所期の目標以上。	評価結果において、次のとおりの指標とする。令和元年度は評価中。 S(所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果)を成果実績150点 A(所期の目標を上回る成果)を成果実績125点 B(所期の目標を達成)を成果実績100点 C(所期の目標を下回っており、改善が必要)を成果実績75点 D(所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善が必要)を成果実績50点	成果実績	点	100	100	100	-	-	
		目標値	点	100	100	100	-	100		
		達成度	%	100	100	100	-	-		
根拠として用いた統計・データ名 (出典)	国立研究開発法人情報通信研究機構業績評価調査									
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標				単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度 活動見込	4年度 活動見込
	施設整備の整備件数			活動実績	件	1	1	1	-	-
				当初見込み	件	1	1	1	1	1

単位当たりコスト		算出根拠		単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	3年度活動見込			
		執行額／施設整備の整備件数(単位当たりコストは、1件あたりの施設整備の規模により異なる)	単位当たりコスト								
			計算式	百万円/件	106/1	98/1	89/1	-			
政策評価、新経済・財政再生計画との関係	政策	-									
	施策	-									
	測定指標	定量的指標	単位	平成30年度	令和元年度	令和2年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度			
		国立研究開発法人の業務実績等は、独立行政法人通則法に基づく主務大臣評価を実施しているため、政策評価の対象となっていない。	実績値	-	-	-	-	-	-		
			目標値	-	-	-	-	-	-		
本事業の成果と上位施策・測定指標との関係											
事業所管部局による点検・改善											
		項目	評価	評価に関する説明							
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	機構に行わせる研究開発を、安全かつ確実に実施させる環境を整備するために要する経費に対する補助事業であり、良好な研究環境の維持は、情報通信技術の発展を望む国民や社会のニーズに合致している。							
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	機構自身の施設・設備の整備に要する経費に対する補助事業であるが、最終的に事業を実施するのは民間事業者であり、機構が国費を使用するものではない。							
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	機構が業務を遂行する上で、施設・設備の整備充実、老朽化対策は必要である。							
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。)において、原則として、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならないとしているところ、一般競争入札による選定がなされており、複数者から応札がなされ、競争性が確保された支出先の選定となっている。							
	一般競争契約、指名競争契約又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。		無								
	競争性のない随意契約となったものはないか。		無								
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-								
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	一般競争入札による選定がなされており、複数者から応札がなされ、競争性が確保された支出となっている。							
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		○	支出先の選定及び支出額は競争入札によるものであり、合理的である。							
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律及び交付要綱に基づき、交付決定及び額の確定に当たり補助事業の目的及び内容の適正性について審査等を行っている。							
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-								
繰越額が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		-	予定されている繰越額は令和元年度補正事業のために要する費用であるが、当該費用は事業完了後の支払いとなり、予定されている繰越額は事業の進捗状況、事業完成までの期間等から見て妥当である。								
その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。		○	機構において契約監視委員会による契約状況の点検等を実施している。								
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。		○	施設整備について、独立行政法人通則法に基づく業務実績評価の目標に見合った実績となっている。							
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		-								
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	交付要綱に基づく見込みに見合った活動が実施されている。							
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	機構の施設・設備の整備充実、老朽化対策を実施している。							
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		-								

点検・改善結果	点検結果	令和元年度においては、老朽化対策として本部の改修工事が実施され、総務省において、事業の完了後には、現地検査や証憑書類に基づき額の確定を行う等、適切に事業が実施されたか等の確認を実施した。
	改善の方向性	機構は、国立研究開発法人として国民生活及び社会経済の安定等の公共性の見地から確実に実施されることが必要な事業を行っており、そのために必要な施設・設備の整備充実、老朽化対策等について、引き続き効率的・効果的な予算執行が行われるよう指導していく。

外部有識者の所見

外部有識者による点検の対象外

行政事業レビュー推進チームの所見

事業内容の一部改善	更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努めること。
-----------	-----------------------------

所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況

執行等改善	引き続き、更なる経費の効率化を図り、適正な予算執行に努める。
-------	--------------------------------

備考

国立研究開発法人情報通信研究機構施設整備費補助金は、国立研究開発法人情報通信研究機構（以下「NICT」という。）が整備する機構施設・設備の整備充実を図るため、NICTが行う機構施設・設備の整備に要する経費に対して補助を行うことで、もって、NICTの業務（※）遂行に資することを目的として、運営費交付金とは、別に措置している補助金。

- (※)
- 1 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第46条の規定により、政府が予算の範囲内において、その業務の財源に運営費交付金を充てることとされているNICTの業務
 - 2 施設整備費補助金要綱上のNICTの業務「情報の電磁的流通（総務省設置法（平成11年法律第91号）第4条第57号に規定する情報の電磁的流通をいう。）及び電波の利用に関する技術の研究及び開発等を総合的に行うことにより、情報の電磁的流通及び電波の利用に関する技術の向上を図り、情報の電磁的方式による適正かつ円滑な流通の確保及び増進並びに電波の公平かつ能率的な利用の確保及び増進」としている。

- 経費の内容は、以下の区分としている。
- 1 施設整備費 建物（付属設備を含む。）、構築物、機械装置等の施設・設備の整備に要する経費及び附带工事費並びにこれらの施設・設備を整備するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。）
 - 2 附带事務費 設計委託料、設計監理料及び1の工事に直接必要な事務の経費

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	0056			
平成23年度	0061	新23-0009		
平成24年度	0066			
平成25年度	0179			
平成26年度	0170			
平成27年度	0166			
平成28年度	0161			
平成29年度	0164			
平成30年度	0155			
令和元年度	総務省 - 0169			
令和2年度	総務省 - 0185			

